

令和7年度福島市結婚等新生活支援事業補助金Q & A

1. 申請方法について

No.	質問内容	回答
1	申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。	可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にメール、持参、お電話にてご相談いただくことをおすすめします。その際は可能な範囲で住居にかかる資料、所得が分かる書類などをお持ちいただくとより正確にご案内することができます。
2	申請はいつすれば良いですか。	申請受付期間は、令和7年7月1日(火)から令和8年3月18日(水)までです。 スタートアップ支援は費用を支払い同居を開始した後に、家賃支援は住居を契約して同居を開始した後に申請をします。
3	昨年度、家賃支援を受けていましたが、補助期間が残っているので、今年度も継続して申請したいです。	継続して家賃支援を受ける方については、令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)までに継続の申請をお願いします。
4	申請はどこでできますか。	基本的にはオンライン申請または郵送での申請をお願いしています。(※オンライン申請フォームについては、市HPまたは補助金の手引きをご確認ください。) 直接持参する場合は福島市役所8階の定住交流課へ申請書類を提出してください。支所で申請・相談はできません。 申請書類が全てそろった時点で受理となります。予算に限りがありますので、対象要件を満たした方は、速やかにご申請ください。
5	オンライン申請はどのようにしたらよいですか。	オンライン申請の場合:専用の提出フォームから申請書類をデータ化して提出してください。
6	申請に夫婦等の印鑑は必要ですか。	申請に夫婦等の印鑑は不要です。ただし窓口申請時に文字を訂正する際は、訂正印が必要になりますので、念のためお持ちください。
7	申請書類はどこで入手できますか。	市のホームページからダウンロードしてご利用ください。 申請書はデータで入力を推奨しています。 または定住交流課で様式を配布しています。申請書の郵送での交付は致しませんのでご了承ください。
8	平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者(親等)が行っても良いですか。	来庁が難しい場合には、オンライン申請または郵送での提出をお願いします。 直接提出の場合は、申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。
9	申請額が予算上限に達した時点で受付終了になりますか。	受付状況については、申請前に定住交流課へご確認ください。申請期間を令和8年3月18日(水)までとしておりますが、予算上限に達した場合、その時点で受付終了となります。受付終了となった場合は、市のホームページにてお知らせします。また、申請締切後に婚姻等される方については、ご相談ください。

2. 申請対象者について

No.	質問内容	回答
1	同居していますが、まだ婚姻届等を出していません。補助金の申請をすることはできますか。	婚姻届等の提出・受理後でないと申請できません。
2	再婚の場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、過去に夫婦のどちらかが、福島市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象なりません。
3	子どもがいる場合も対象になりますか。	対象になります。
4	令和4年4月1日に婚姻しました。対象になりますか。	対象なりません。令和4年5月1日以降に婚姻等をした方が対象です。(婚姻日が令和4年4月1日の場合、36か月後が令和7年3月となり、補助対象期間外となるため) なお、婚姻日等と住宅の種類によって受けられる補助が異なるため、「福島市結婚等新生活支援事業補助金の手引き」P5~7をご確認ください。
5	夫婦等がともに婚姻日等(婚姻届等を提出した日)における年齢が39歳以下であるとのことですが、年齢はどう計算しますか。	年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。 【例】<対象にならない場合> 誕生日:1985年(S60年)1月2日 婚姻日:2025年(R7年)1月1日の方 1月1日に39歳から40歳となるので、対象なりません。
6	他の公的制度による家賃補助とは何ですか。	□生活保護による住宅扶助や厚生労働省が実施する住居確保給付金などによる支援を受けている方は対象となります。 □県営住宅や市営住宅にお住まいの方は補助を受けられます。 ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化の支援対象の場合は対象なりません(詳しくはお問い合わせください)。

7 所得の計算方法が分かりません。	所得金額の確認方法は、補助金の手引きの4ページに詳しく記載しています。 申請時は令和7年度課税(非課税)証明書の金額で判断します。
-------------------	--

3. 対象経費について

No.	質問内容	回答
1	賃貸住宅のスタートアップ支援とは、どの経費が対象になりますか。	「敷金」、「礼金」、「仲介手数料」、「引越費用」のみです。 火災保険料、クリーニング費用、鍵交換費用、更新手数料、設備や物品購入費用、家財処分費用などは対象となりません。
2	家賃支援で、1か月にかかる家賃のうち対象になるものはどの費用ですか。	毎月発生する家賃のうち「賃料」「共益費」のみです。 駐車場代、自治会費、光熱水費、サポート費用などは対象になりません。 ※家賃に駐車場代が含まれており、契約書上で確認できず、切り分けられない場合は除きます。
3	賃借費用について、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合でも対象になりますか。	住宅手当等を受けている場合は、家賃の合計から手当分を差し引いた額を対象とします。 自分が支給を受けているか必ず確認してください。 実績報告時には支給を受けていてもいなくても、住宅手当等の支給をされていない旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。 計算方法は、補助金の手引きの8ページにてご確認ください。
4	令和6年6月1日に婚姻しました。これまで賃貸住宅で同居しています。対象となるのは令和7年4月以降に支払った家賃のみですか。	そのとおりです。令和7年度の補助対象期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日です。それより前に婚姻等をしていても、対象となるのはこの期間に支払った費用です。 また、家賃の補助対象月は令和7年4月分から令和8年3月分の家賃になります。
5	家賃支援は婚姻日等から何か月間が対象になりますか？	【令和5年度以降にはじめて本補助金の交付を受けた場合】 婚姻日等から24か月までの期間が対象です。 【令和4年度に本補助金の交付を受けた場合】 婚姻日から36か月までの期間が対象です。
6	婚姻届等の提出前から同居している場合は補助の対象になりますか。 【婚姻日等が令和7年1月1日～8年3月31日の方のみ】	【スタートアップ支援(賃貸住宅初期費用+引越費用)】 基本は婚姻等の後に生じた費用が対象ですが、婚姻等を機に新たに住宅を賃借する場合、契約書に2人の名前が記載されているなど婚姻等を前提に同居していると判断される場合は対象になります。ただし当該費用を支払った期間が補助対象期間(令和7年4月1日～8年3月31日)であるものに限ります。 【家賃支援】 婚姻等の後の費用のみ対象となります。
7	すでに福島市内で同居していて、結婚等を機に別の住居に引っ越しをしました。(住み替え)この場合の費用は対象になりますか？	家賃支援のみ該当になります。 市内ですぐに同居→引っ越しした場合のスタートアップ支援(敷金、礼金、仲介手数料、引越費用)は対象なりません。 市外で同居→転入(引っ越し)した方は、スタートアップ支援(敷金、礼金、仲介手数料、引越費用)の対象になります。
8	令和6年10月1日に婚姻しました。令和7年5月に元々住んでいたアパートから別のアパート(賃貸)に引っ越しをしました。敷金や引越費用は対象になりますか。	対象なりません。賃貸住宅のスタートアップ(敷金・礼金・仲介手数料・引越費用)が対象になるのは、令和7年1月1日～8年3月31日に婚姻等をした夫婦等のみです。 この場合、対象になるのは、家賃支援のみとなります。
9	勤務先が契約している物件(社宅)に入居しており、勤務先に家賃を支払っています(給与天引き含む)。この場合対象になりますか。	対象になります。 賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細等により申請者が勤務先に対して家賃相当額を支払っていることを確認できる書類を提出していただきます。給与明細等から引かれている家賃が何月分の家賃なのかがわかるようにしたうえで、申請してください。
10	同居していましたが、夫(妻)等の住民票を後から変更しました。実際に同居していた分も対象になりますか。	対象なりません。 同居した年月日は住民票の「住定年月日」で確認するため、実際に同居していても対象なりません。
11	夫婦等2人で住んでいますが、住居の契約名義人が夫婦等の親になっています。対象になりますか。	対象なりません。 夫婦等のいずれかが費用を支払っていても、契約名義人が夫婦等の親である場合は、対象なりません。
12	住宅を取得した場合、どのような費用が対象になりますか。	住宅の購入費(中古や建売住宅など)、新築の工事請負費、引越費用が対象になります。 土地購入代、住宅ローン手数料、家具購入費は対象なりません。

13	住宅取得、住宅のリフォームについて、他の補助金と併用できますか。	国や自治体が実施する他の補助金との併用はできません。ただし、リフォームについては請負工事契約が別かつ工期が別であれば併用可能です。なお、補助金の申請を住宅メーカー等が行っている場合がありますので、補助金を利用しているかどうか不明な場合は、メーカー等へお問い合わせ願います。
14	親が所有する住宅をリフォームしました。この場合は対象になりますか。	住宅の所有名義が親であっても、夫婦等の新生活のために夫婦等の名義でリフォーム工事を契約し、夫婦等が費用を支払っていれば対象になります。
15	賃貸住宅に住んだ後に、住宅を購入する予定です。 スタートアップ支援と家賃支援の両方を受けることはできますか？	どちらか一方のみ受けることができます。 すでに家賃支援を受けた方が、その後住宅を購入しても、スタートアップ支援を受けることはできません。
16	単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか。	夫婦等が対象の住宅で同居していることが要件となりますので、対象となりません。
17	実際に同居していますが、住民票を前の住所に置いたままです。申請は可能ですか。	夫婦等が対象の住宅で同居していることが要件となります。同居は住民票で確認しますので、住民票を変更していない場合は対象となりません。住民票の異動手続きをして、同居となった後の費用が対象となります。
18	新しく購入・賃借した住宅に親族(親など)と同居する場合の費用は対象になりますか。	対象になります。その場合の所得の計算も、申請する夫婦等の所得の合計となります。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦等のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅に引っ越しの場合でも、夫婦等のいずれかが支払っていれば対象となります。
19	夫(妻)等の実家に引っ越しした場合の費用は対象になりますか。	引越業者等へ支払った引越費用で、申請する夫婦等いずれかが支払っていれば対象となります。 なお、引越費用のみ申請される場合の対象の婚姻日等は、令和7年1月1日～8年3月31日の方です。
20	結婚前に妻(夫)等が住んでいた住宅にもう一方が引っ越しして同居した場合の費用は対象になりますか。	引っ越しにかかった費用と同居後に支払った家賃が対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住定年月日」で確認します。
21	引っ越しはレンタカーを借りて自分で行いました。この場合のレンタカーの費用は対象になりますか。	対象なりません。
22	引越業者ではなく、便利屋に依頼した場合の引越費用は対象になりますか？	引越を依頼した業者が、運輸局の許可を受けた運送業者である場合には対象となります。
23	引っ越しの荷物を宅急便で送りました。対象になりますか。	対象になります。ただし申請者の新たな住居へ送ったものに限ります。引越費用と同様に領収書や詳細が分かる資料(お客様控え)などをご提出いただきます。

4 申請書類について

No.	質問内容	回答
1	証明書関係はどこで入手できますか。また、料金はかかりますか。	福島市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。手続きに必要な書類や郵送での証明などについては、お手数ですが、市のホームページなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。 ○戸籍謄本【1通450円(コンビニ交付の場合350円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、コンビニ交付 ○住民票の写し【1通300円(コンビニ交付の場合200円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、コンビニ交付 ○令和7年度 課税(非課税)証明書【1通300円(コンビニ交付の場合200円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、市民税課(市役所2階)、コンビニ交付 ○令和7年度または6年度 納税証明書【1通300円】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、市民税課(市役所2階) ※納税証明書はコンビニ交付不可
2	証明書関係はコピーもいいですか。	窓口持参や郵送の場合は原本をそのまま提出ください。 オンライン申請の場合はスキャン・写真撮影したものが可能ですが。
3	課税(非課税)証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。	課税(非課税)証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。 必ず該当の市区町村が発行する課税(非課税)証明書を取得し、提出してください。

4	課税(非課税)証明書は所得のある人の分だけでよいですか。	無職等で収入がない場合でも、必ず夫婦等2人分を提出してください。
5	税金を滞納していないことは何で確認すればよいですか。	個人市区町村税(いわゆる住民税)などの市区町村の税金を滞納していないことを確認するため、「納税証明書」で確認します。 ■令和7年8月末までにご申請の方 「令和6年度」の納税証明書をご準備ください。令和6年度非課税の場合は、その証明として令和6年度課税(非課税)証明書を提出してください。 ※令和6年1月1日に市外に住んでいた方は転入前の自治体で納税証明書の発行が可能になります。 ■令和7年9月以降にご申請の方 「令和7年度」の納税証明書をご準備ください。令和7年度非課税の場合は、提出不要です(令和7年度課税(非課税)証明書で確認できるため)。 ※令和7年1月1日に市外に住んでいた方は転入前の自治体で納税証明書の発行が可能になります。
6	税金が課税されていないため、納税証明書を発行できないと言われました。どうすればよいですか。	その場合は、課税(非課税)証明書で税金が課税されてないことを確認します。納税証明書は必要ありません。 ただし、別の自治体から転入された方で別の自治体に納税している方は前住所地の自治体から非課税であることの証明の取得が必要です。
7	書き間違えた場合は訂正印が必要ですか。	必要です。訂正箇所を二重線で抹消して押印してください。(シャチハタ不可)
8	スタートアップ支援(賃貸住宅初期費用+引越費用)のみ申請する場合、課税(非課税)証明書は必要ですか?	必要です。 所得制限の有無に関わらず、本補助金の申請をする場合には、課税(非課税)証明書の添付が必須となります。 (本補助金の原資となっている地域少子化対策重点推進交付金の交付要件の確認のため)

5 家賃支援における実績報告について

No.	質問内容	回答
1	実績報告はいつまでに提出すればよいですか?	補助対象の最終月の家賃を支払い終えてから30日以内に提出が必要です。 なお、補助対象月が3月家賃までとなっている場合、〆切を令和8年3月18日(水)としていますので、計画的にご準備願います。
2	領収書はどうやって入手すればよいですか。	支払先に該当月分の領収書発行を依頼する、アプリよりダウンロードする、といった方法が考えられます。 詳しくは不動産会社等へお問い合わせください。
3	領収書にはどのような項目が記載されればよいですか。	支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日(支払日)、支払先の記載が必要です。支払の内容(例:内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等)が記載されていない場合は、請求書や明細書など内訳が確認できる書類を添付してください。
4	家賃は口座振替で支払っています。 通帳の写しを領収書として提出できますか。	通帳の写しやWEB明細、振込明細書による提出も可能とします。ただし、支払日・金額・振込先が確認できる部分の提出が必要です。また、契約書に記載の家賃等の金額と支払額が一致しない場合には、差額が確認できる資料が必要になります。
5	家賃はクレジットカードで支払っています。 カード利用明細書の写しを領収書として提出できますか。	カード利用明細書による提出が可能です。 ご利用年月日(請求日)が支払日です。引き落とし日ではありません。 提出の場合は支払者の氏名、金額、支払いの内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。また、契約書に記載の家賃等の金額と支払額が一致しない場合には、差額が確認できる資料が必要になります。
6	家賃は保証会社経由で不動産会社(大家)へ支払っているため、不動産会社(大家)から領収書が発行できないと言われましたが、どうしたらよいですか。	家賃の支払先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。領収書と併せて、支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。なお、契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。
7	通帳の写し(カード利用明細書の写し)を領収書として提出したいと思いますが、補助対象期間の家賃の一部または全部が一定の金額ではありません。	□月々の支払いが毎月違う場合 家賃に光熱水費が含まれていませんか?その場合は光熱水費の金額の内訳が必要となります。 □月々の支払いのうち一部のみ違う場合 賃貸契約の更新料、保証会社の更新料、車庫証明のための書類請求代、家賃が遅れた際の保証代等が考えられます。それらの金額の内訳が必要となります。
8	質問7に該当するのですが、金額の内訳がわかりません。	金額の内訳がわからない場合は通帳の写し(カード利用明細書の写し)を領収書とすることはできません。不動産会社等に確認して金額の内訳がわかる資料を準備するか、任意の様式(市HPに参考様式あり)で不動産会社等に領収書を作成いただくようお願いします。
9	住宅手当の支給を受けていない場合、住宅手当支給証明書の提出は不要ですか?	住宅手当の支給を受けていない場合でも、支給をしていない旨を会社から証明していただく必要があります。

10	住宅手当支給証明書はいつ勤務先へ依頼したらよいですか。	補助金を申請する期間の最後の家賃を支払い終えたら、住宅手当の支給状況を証明していただけます。ただし、住宅手当の支給状況に変更がない場合はあらかじめ取得いただくことも可能です。なお、住宅手当の支給状況について、福島市から会社に確認する場合があります。
11	転職をしたので、前の勤務先から住宅手当支給証明書をもらうことができません。	書類が揃わない場合は、証明されない期間は補助金の対象にできません。退職時に依頼するか、退職後であっても証明を依頼してください。

6 審査・交付決定について

No.	質問内容	回答
1	どの時点で書類が受理されますか。	提出があった順に審査を行って交付決定しますが、不備があった場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があり、その間は保留状態となります。その際、次に受付した申請の審査を先に行う場合があり、必ずしも提出順に交付決定されるとは限りません。
2	申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか。	申請書を受理してから、2週間～1か月程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。
3	書類を揃えて申請しましたが、対象にならないと言われました。証明書の手数料を返金してもらえますか。	申し訳ありませんが、手数料の返金はできません。 ご提出いただいた書類はすべてお返しします。
4	【家賃支援の方のみ】申請したあとに申請内容が変更になりました。手続きが必要ですか？	まずは、電話等で変更内容をお知らせください。変更内容によっては、変更申請書(第6号様式)と変更になった内容を証明する書類の提出が必要です。 (例)別の住宅に引っ越しをした 家賃・住宅手当の変更により補助金額が変更となる等
5	補助金申請後に別居・離婚しました。補助金の返還が必要ですか？	交付を受けた後に返還する必要はありません。 家賃支援を受ける方で、申請から実績報告までの間に変更があった場合は、同居もしくは婚姻等していた期間の費用のみが対象です。定住交流課にご相談ください。

7 交付金の交付・振り込みについて

No.	質問内容	回答
1	夫の名前で申請しました。振り込み先は妻名義の口座でもよいですか。	申請者と同一の名義の口座に振り込みとなります。申請者が夫の場合は、口座も夫名義のものに限ります。
2	補助金の振り込みはいつ頃ですか。	スタートアップ支援の場合は、交付決定後をしてから、1か月程度を目安にお振り込みします。 1か月を経過しても確認できない場合はお手数ですが、福島市定住交流課へご連絡ください。 家賃支援の場合は事業完了後に一括でお支払いになります。補助対象期間すべての支払いを終えて、完了実績報告後、補助金額確定通知書がお手元に届いてから、1か月程度を目安にお振り込みします。 振込完了のお知らせは行っておりませんので各自でご確認ください。
3	現金を手渡して受け取ることはできますか。	できません。口座振込のみとなります。
4	家賃支援を分割で受領することは可能ですか。	分割でのお支払いはできません。 補助対象期間すべての家賃の支払いを終え、実績報告書の提出をいただいた後に、一括でお支払いになります。

(別紙1) 支援メニュー一覧

支援メニュー	スタートアップ支援			家賃支援
	①賃貸住宅初期費用+引越費用	②住宅取得orリフォーム費用+引越費用	③引越費用のみ	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金、仲介手数料 ・引越費用 ・上限額：15万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅購入費用 ・リフォーム費用 ・引越費用 ・上限額：30万円 	・上限額：15万円	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料、共益費 ・実支出の1/2の額 月額上限：2万円 ・令和7年度初めて申請される方及び令和5・6年度から本補助金の交付を受けた方は、婚姻日等から最大24か月補助 ・令和4年度に本補助金の交付を受けている方は、婚姻日から最大36か月補助
対象経費	令和7年4月1日～8年3月31日の期間に支払った費用			令和7年4月家賃～令和8年3月家賃のうち、令和7年4月1日～8年3月31日の期間に支払った費用
要件	①居住要件	夫婦等の双方が福島市に住民登録しており、住民票の住所が申請する対象住宅の所在地になっていること		
	②年齢要件	夫婦等がともに婚姻日時点で39歳以下		
	③所得要件※	なし	令和6年中の所得が夫婦等合計で500万円未満（奨学金を返済中の方はその額を控除）	なし 令和6年中の所得が夫婦等合計で500万円未満（奨学金を返済中の方はその額を控除）
	④婚姻日等	令和7年1月1日～8年3月31日	令和4年5月1日～8年3月31日 ※引越費用は、婚姻日等が令和7年1月1日～8年3月31日の方のみ	令和7年1月1日～8年3月31日 <ul style="list-style-type: none"> ■令和7年度初めて申請される方及び令和5・6年度から本補助金の交付を受けた方の対象婚姻日等 令和5年5月1日～8年3月31日 ■令和4年度に本補助金の交付を受けた方の対象婚姻日 令和4年5月1日～5年3月31日
	⑤納税要件	市税等の滞納がないこと		

※ 所得は令和7年度課税（非課税）証明書で確認します。

【別紙2】家賃支援補助対象期間確認表(婚姻日等から最大24か月の場合)

令和7年度初めて申請される方及び令和5・6年度から本補助金の交付を受けた方【婚姻日等:令和5年5月1日～8年3月31日】
婚姻日等から最大24か月まで補助対象

婚姻等月		補助対象 終了月	婚姻等月		補助対象 終了月	婚姻等月		補助対象 終了月
R5. 5	➡	R7.4	R6. 4	➡	R8.3	R7. 4	➡	R9.3
R5. 6	➡	R7.5	R6. 5	➡	R8.4	R7. 5	➡	R9.4
R5. 7	➡	R7.6	R6. 6	➡	R8.5	R7. 6	➡	R9.5
R5. 8	➡	R7.7	R6. 7	➡	R8.6	R7. 7	➡	R9.6
R5. 9	➡	R7.8	R6. 8	➡	R8.7	R7. 8	➡	R9.7
R5. 10	➡	R7.9	R6. 9	➡	R8.8	R7. 9	➡	R9.8
R5. 11	➡	R7.10	R6. 10	➡	R8.9	R7. 10	➡	R9.9
R5. 12	➡	R7.11	R6. 11	➡	R8.10	R7. 11	➡	R9.10
R6. 1	➡	R7.12	R6. 12	➡	R8.11	R7. 12	➡	R9.11
R6. 2	➡	R8.1	R7. 1	➡	R8.12	R8. 1	➡	R9.12
R6. 3	➡	R8.2	R7. 2	➡	R9.1	R8. 2	➡	R10.1
		R7. 3		➡	R9.2	R8. 3	➡	R10.2

※R8年度以降の結婚等新生活支援事業補助金の事業継続の有無はR7年度末に決定となります。

※上記の表は、R8年度以降の結婚等新生活支援事業補助金の事業継続を保証するものではありません。

【別紙3】補助対象期間確認表(婚姻日から最大36か月の場合)

令和4年度に本補助金(スタートアップ支援:賃貸住宅初期費用or家賃支援)の交付を受けた方
【婚姻日:令和4年5月1日～令和5年3月31日】

婚姻日から最大36か月まで補助対象

婚姻月		補助対象 終了月
R4.5	➡	R7.4
R4.6	➡	R7.5
R4.7	➡	R7.6
R4.8	➡	R7.7
R4.9	➡	R7.8
R4.10	➡	R7.9
R4.11	➡	R7.10
R4.12	➡	R7.11
R5.1	➡	R7.12
R5.2	➡	R8.1
R5.3	➡	R8.2

【別紙4】住宅取得・リフォームの補助における他の補助制度との併給について

下記の補助制度との併用は不可となりますので、ご了承ください。

ただし、住宅リフォームにおいては請負契約が別かつ工期が別である場合には費用可となります。

なお、補助制度の名称変更等も考えられるため下記以外の補助制度との併用については、

申請前に個別にご相談ください。

補助制度	担当
1 こどもみらい住宅支援事業	国
2 地域型住宅グリーン事業	国
3 ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業	国
4 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス 化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進 事業	国
5 こどもエコすまい支援事業	国
6 長期優良住宅化リフォーム推進事業	国
7 住宅・建築物安全ストック形成事業	国
8 次世代省エネ建材支援事業	国
9 既存住宅における断熱リフォーム支援事業	国
10 住宅エコリフォーム推進事業	国
11 住宅・建築物省エネ改修推進事業	国
12 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	国
13 住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業	国
14 子育てエコホーム支援事業	国